

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 京都市民長寿すこやかプラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(以下「プラン」という。)の進捗状況を点検・評価し,円滑な推進を図るとともに,3年ごとのプランの見直しに関する協議を行うため,京都市民長寿すこやかプラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は,委員30名以内をもって組織する。

2 委員は,次の各号に掲げる者のうちから,市長が委嘱し,又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健,医療,福祉の関係者
- (3) 被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の一部には,市民公募委員を含めることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は,平成18年3月31日までとする。ただし,補欠の委員の任期は,前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は,委員の互選とする。

3 会長は,協議会を代表し,会務を総理する。

4 会長に事故があるときは,あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は,会長が招集する。

2 会長は,協議会の議長となる。

3 会長は,必要があると認めるときは,委員を構成員とする分科会を設置することができる。

4 協議会は,必要があると認めるときは,委員以外の者に対して,意見の陳述,説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は,保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか,協議会に必要な事項は所轄局長が定める。

附 則

この要綱は平成15年6月1日から施行する。

本要綱の施行日をもって,京都市介護保険等運営協議会設置要綱を廃止する。

第5条の規定にかかわらず,第1回目の協議会は市長が招集する。